

令和7年（フ）第1900号

決 定

東京都渋谷区南平台町16番29号 グリーン南平台ビル2階
債務者（破産者） 株式会社環境経営総合研究所
代表者代表取締役 松下 敬通

主 文

債務者株式会社環境経営総合研究所について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都中央区八丁堀4丁目1番3号 宝町TATSUMI
ビル5階 岩崎・本山法律事務所
弁護士 岩崎 晃
- 2 債権届出期間 令和7年4月30日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日
令和7年7月29日午後3時30分
- 4 債権調査期日 令和7年7月29日午後3時30分

令和7年3月26日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 黒 木 宏 太

これは正本である。

令和7年3月26日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 加 藤 いつみ

